



保発第1226001号

平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

第三 施行期日等

(1) 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)

1. 児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査結果総括表

	施設種別	全棟数 A	S57以降 B	S56以前 C	S56以前の 全棟数に占 める割合 D=C/A	耐震診断実 施棟数 E	耐震診断実 施率 F=E/C	S56以前建 築の棟で耐 震性がある、及び既 に補強済みの棟数 G	耐震化率 H=(B+G)/A
1	保育所	22,060	9,965	12,095	54.8%	4,354	36.0%	3,194	59.7%
2	乳児院	127	68	59	46.5%	20	33.9%	11	62.2%
3	母子生活支援施設	295	128	167	56.6%	53	31.7%	31	53.9%
4	児童養護施設	1,159	575	584	50.4%	155	26.5%	108	58.9%
5	児童相談所一時保護施設	120	73	47	39.2%	26	55.3%	22	79.2%
6	第1種助産施設	448	291	157	35.0%	63	40.1%	33	72.3%
7	第2種助産施設	22	8	14	63.6%	1	7.1%	0	36.4%
8	情緒障害児短期治療施設	53	34	19	35.8%	13	68.4%	13	88.7%
9	児童自立支援施設	290	127	163	56.2%	78	47.9%	51	61.4%
10	児童家庭支援センター	52	43	9	17.3%	2	22.2%	0	82.7%
11	婦人相談所一時保護施設	39	24	15	38.5%	10	66.7%	8	82.1%
12	婦人保護施設	49	24	25	51.0%	9	36.0%	7	63.3%
13	児童厚生施設(児童遊園を除く。)	3,418	2,080	1,338	39.1%	503	37.6%	356	71.3%
	合計	28,132	13,440	14,692	52.2%	5,287	36.0%	3,834	61.4%

○調査対象

非木造で、2階建て以上または延べ床面積が200㎡を超える建物。

○調査基準日

平成20年4月1日現在